

令和6年2月27日

令和5年度 千葉地方労働審議会家内労働部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は募集要領によりお申込みください。

記

- 1 開催日時 令和6年3月11日(月)午前9時15分開始
- 2 開催場所 千葉県教育会館 本館7階 703会議室
千葉市中央区中央4-13-10
- 3 議 題
 - (1) 家内労働の現状と千葉県の家内労働の概況・家内労働対策について
 - (2) 第14次最低賃金新設・改正計画について
 - (3) その他
- 4 傍聴者 5名まで(介助者がいる場合は同人も含め5名まで)
- 5 募集要領
 - (1) 傍聴希望者は別紙記載要領により「往復はがき」でお申込みください。
はがきは希望者1名につき1枚としますが、介助の方が同行される場合は、傍聴希望者と同じはがきに介助者の氏名も併せてお書きください。
お申込み締切日は、令和6年3月5日(火)午後5時(必着)です。投函場所及び投函された曜日・時間帯により配送に日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
 - (2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果は、返信用はがきにて御連絡いたしますので、当日はそのはがきを持参してください。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意ください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は、御本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
 - ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - ・ 車椅子をされる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
 - ・ 開催日時及び開催場所、議題等については、審議の状況により急遽変更になることがあります。電話で連絡をする場合がありますので、連絡先電話番号の記入漏れがないようご注意ください。

問合せ先 千葉労働局 労働基準部賃金室 043-221-2328

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・PC・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や録音、録画はできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 発熱や風邪などの症状がある場合には傍聴をお断りすることがあります。
- 11 その他、会長及び千葉地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主催者は、その者を退場させることがあります。

千葉地方労働審議会

傍聴申込み往復はがき記載要領

往信面

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p>往信</p>	<p>2 6 0 8 6 1 2</p> <p>千葉労働局労働基準部 賃金室あて</p> <p>千葉第二地方合同庁舎 四一―一―一</p> <p>千葉市中央区中央</p>	
---	---	--

↑ 傍聴申込書の送り先

返信面

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p>返信</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p>労働太郎様</p> <p>千葉市中央区中央 △ △ △ △ △</p>	<p>令和6年3月11日開催の令和5年度千葉地方労働審議会家内労働部会の傍聴を希望します。</p> <p>(傍聴希望者) 自宅住所 氏名 連絡先電話番号</p> <p>(介助者)* 介助者が同行される場合 自宅住所 氏名 連絡先電話番号</p> <p>車いすを使用する場合はその旨を記入してください。</p>
---	--	--

↑ 傍聴希望者の自宅住所、氏名を記入してください。

傍聴申込みの往復はがきは傍聴希望者毎に作成してください。
傍聴申込みの往復はがきは令和6年3月5日(火) 午後5時必着です。
投函場所及び投函された曜日・時間帯により配送に日数を要する場合がありますので、ご注意ください。